

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 6 年度（2024 年度） 第 1 回 枚方市人権尊重のまちづくり審議会	
開 催 日 時	令和 6 年（2024 年）12 月 4 日（水）	9 時 30 分から 11 時 05 分まで
開 催 場 所	市役所別館 4 階 第 3 ・ 4 委員会室（WEB 併用）	
出 席 者	明石一朗委員、明石隆行委員、今森委員、上野委員、大橋委員、加藤委員、 川村委員※、榛葉委員、高尾委員、遠竹委員、古満委員、松浦委員、 山田委員、渡辺委員 ※WEB 出席した委員	
欠 席 者	安田委員	
案 件 名	1. 会長、副会長の選任について（審議案件） 2. 市内で発生した差別事象について（報告案件） 3. 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の取組状況について（審議案件） 4. その他	
提出された資料等の 名 称	【資料】 ・資料 1 市内で発生した差別事象 ・資料 2 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画令和 5 年度（2023 年度） 取組実績（案） （別冊）令和 5 年度（2023 年度）取組実績一覧 ・参考資料 1 枚方市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿 ・参考資料 2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 ・参考資料 3 枚方市人権尊重のまちづくり条例 ・参考資料 4 枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則 ・追加資料 令和 5 ・ 6 年度いじめ相談受付状況	
決 定 事 項	・案件 1 について、明石一朗委員を会長に、明石隆行委員を副会長に選任した。 ・案件 3 について、事務局案のとおり枚方市人権尊重のまちづくり基本計画 令和 5 年度（2023 年度）取組実績を公表することとし、委員の意見を今後の人権施策における取組に反映することとした。	
会議の公開、非公開 の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表	
傍 聴 者 の 数	無	

所管部署（事務局）	市長公室 人権政策課
-----------	------------

審 議 内 容	
発言者	発 言 の 要 旨
事務局	令和6年度第1回枚方市人権尊重のまちづくり審議会を開催させていただきます。 私は、本審議会の会長と副会長の選出までの間、進行を務めさせていただきます市長公室人権政策課長の小篠と申します。 まず、委員の出席状況について事務局から報告をお願いします。
事務局	本日の出席状況は、委員15名中、出席委員13名で、枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則第4条第3項の規定に基づき、審議会が成立していることをご報告いたします。 なお、第1回の審議会におきましては、会議の公開・非公開が決定されるまでの間は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第3条第4項の規定によりまして、公開とさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。 なお、現在、傍聴希望者の方は、いらっしゃいません。 また、後ほど会議録の取り扱いについて、ご審議いただきますが、記載内容の正確性を期すため、補助的に会議内容を録音させていただきます。
事務局	それでは、開会に先立ちまして、市長公室長の野田からご挨拶を申し上げます。
事務局	<野田市長公室長 挨拶>
事務局	会議を進める上で、委員の皆さまに2点説明がございます。 まず、1点目ですが、会議資料につきましては、メールと郵送で11月25日に送付しておりますが、皆さんお手元に届いてますでしょうか。次第、資料1、2、参考資料は1～4まででございます。 続きまして、2点目です。本日は、会場参加とWEB参加の方が両方おられる形で会議を行います。そのため、会議の進め方でございますが、議事進行の都度、画面に案件の資料等を映し出し、共有させていただきます。 また、委員改選後に開催する第1回目の会議でございます。新たにご就任いただいた委員もいらっしゃいますので、初めに出席者のご紹介をさせていただきます。お配りしております参考資料1の審議会委員名簿をご覧ください。お名前のご紹介の後に、一言ずつ自己紹介いただければと思います。
委員	<順次、自己紹介>
委員	<WEB出席委員入室>
事務局	<欠席委員の報告> <事務局職員の自己紹介>
事務局	案件1「会長、副会長の選任について」でございます。 会長、副会長につきましては、人権尊重のまちづくり審議会規則に基づき、委員の

	互選によることとなっておりますが、推薦などございますでしょうか。
委員	(なし)
事務局	特にないようですので、事務局から案を提示させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
委員	(異議なし)
事務局	それでは、会長には、前会長の関西外国語大学短期大学部教授 明石一朗委員に、副会長には、前副会長で種智院大学教授の明石隆行委員にお願いしてはどうかと思います。皆様いかがでしょうか。 よろしければ、拍手をもってご承認いただきたいと思います。
委員	(承認)
事務局	ありがとうございます。ご承認いただきましたので、本審議会の会長は、明石一朗委員に、副会長は、明石隆行委員にお願いします。 それでは、明石一朗会長、明石隆行副会長から就任にあたって、ご挨拶をいただきたいと思います。
明石会長	おはようございます。関西外国語大学の明石一朗と申します。引き続き会長に選任いただきまして大変恐縮でございますけれども、本審議会が円滑に推進されますように努めてまいりますので、委員のみなさま方、どうぞよろしくお願いいたします。
明石副会長	種智院大学の明石でございます。よろしくお願いいたします。会長の補佐を務めるべく責務を果たしてまいりたいと思いますので、みなさま方のご協力をよろしくお願いいたします。
事務局	ここからは、明石会長に進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。
明石会長	それでは、案件に入ります前に、事務局から「会議の運営」について説明をお願いします。
事務局	会議の運営について、ご説明させていただきます。 参考資料2の「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」をご覧ください。 枚方市では、この規程に基づき、会議の公開に関するルールを定め、傍聴・会議録について公開を原則とした運用を行っているところです。 まず、会議の公開についてですが、本審議会の内容につきましては、規程第3条及び第4条に基づき、公開とさせていただき、これまでどおり傍聴を可能とさせていただきたいと考えております。 次に、会議録につきましても、これまでと同様、規程第6条及び第7条に基づき、審議の経過が分かるように発言内容を明確にして記録することになっており、審議会終了後、発言者名を明らかにした会議録を作成いたします。委員の皆様にご確認を経た後、正式な会議録とし、市のホームページや情報公開コーナーで、後日公表させていただきたいと考えております。

明石会長	ありがとうございます。 会議の公開及び会議録の公表につきまして、事務局の説明どおり取り扱うことに異議はございませんでしょうか。
委員	(異議なし)
明石会長	本審議会における会議の公開及び会議録の公表につきましては、ただいま説明がありましたように取り扱わせていただきたいと思います。 それでは、傍聴希望者の確認を再度いたします。傍聴希望者はおられますでしょうか。
事務局	傍聴希望者はいらっしゃいません。
明石会長	傍聴希望者の方は、いらっしゃいませんので、議事を進めます。 それでは、案件2「市内で発生した差別事象について」、事務局から報告をお願いします。
事務局	<資料1 市内で発生した差別事象の報告>
明石会長	ありがとうございます。 ただいまの報告について、ご意見、ご質問などございますでしょうか。
松浦委員	集合住宅の壁に差別張り紙が張られていたとの説明を聞いた時、私の住んでいるアパートかもしれないと思いました。その張り紙を私は見ましたが、今日、事務局から示された内容とは異なるもので、中国語だと思われる漢字ばかりが書かれたものでした。はっきり意味はわかりませんが、差別的、侮蔑的内容だということは分かるものでした。 その張り紙を見つけた際、どうしたらいいか分からず、すぐその場で剥がす等の対処ができませんでした。審議会の委員をしているのに大変恥ずかしく思います。どうしたらいいか迷っているうちに、その張り紙はなくなっていました。 見たというだけで証拠は何もありませんが、市が把握されている内容とは若干違う物があったということを報告しておきます。
明石会長	表現の違うものを見られたということですね
松浦委員	はい、A5サイズで漢字がびっしりと書かれていて、内容ははっきり分かりませんが、漢字のつながりから、中国人に対する侮蔑的なものだと思います。2回目見に行った時にはなくなっていて、どなたかがすぐ剥がされたのだなと思いました。
明石会長	時期的には、事務局から報告のあった8月11日から10月25日頃ですか。
松浦委員	10月ぐらいだったと思います。
明石会長	報告いただいた内容以外の張り紙があったという事について、市の方に情報は入っていますか。
事務局	市にそのような情報は入っておりません。今回の差別事象につきましては、市と警察の2つの機関が動いていますので、警察が対処された可能性もあるかと思います。 また、このような張り紙等を見つけれられた際、すぐにその場で対処するというのは

	大変難しいことだと思いますので、市へご連絡いただきましたら、こちらで対処しますので、どうぞよろしくお願いいたします。
今森委員	この件は、張り紙によるヘイトスピーチだと思います。張り紙のあった集合住宅の規模が分かりませんが、何名ぐらいの外国の方々が被害にあわれているのか、市は把握されていますか。
事務局	人権政策課としては、居住者についての情報はなく、当該地域周辺に、いわゆる外国人街があるということはありません。把握できる範囲では普通の住宅街だと思っておりますので、今回、差別張り紙を行った者が、どこの誰を対象としているのかは分かりません。
今森委員	差別張り紙をした加害者は、具体的にどのような罪になるのですか。
事務局	刑罰的なことについては、警察とも話をしましたが、軽犯罪法であるとか、住居侵入罪に問えるかどうかという話でした。ただ、これも確定した情報ではなく、警察として動いていく中で、しかるべき処置をするという回答に留まっています。
上野委員	今回、一つの地域に集中しているようですが、枚方市内全体で、これまでにこのような張り紙による差別事象はなかったのですか。
事務局	昨今、このような張り紙による差別事象は、起きておりません。
上野委員	今回、一地域に集中的に起こったんですね。
事務局	事象発覚当初の8月頃は1枚ずつ張られていましたが、10月の発見時では、同じ場所に複数枚張られていました。張り紙は、数種類に特定されていますので、特定の人物が張ったのではないかと思います。
加藤委員	今の入居者状況はわかりませんが、私が以前、枚方市の多文化共生教室に携わっておりました当時は、府営住宅に中国の方が比較的多くおられたようです。
遠竹委員	私が、もしこのような張り紙を見つけた時、とても胸が痛みますが、どう動いていいか分からないと思います。啓発ポスターとともに、「このような張り紙を見た時にはこちらまで連絡をください」といった案内も一緒に張っていただくと、速やかに対処できるのではないかと思います。このような差別事象を早く把握し対処するために、そういうことを考えてもらえるといいのではないのでしょうか。
事務局	啓發文など、差別事象を発見した際には市役所まで連絡をいただくよう、市民の方にお知らせしていきたいと思います。
明石会長	今回の事象は、ヘイトというご指摘もありましたが、内容的にも大変悪質で、連続しており、自分を秘匿して不特定多数の方にこういう事を広めているということですので。みなさまからも啓発して防止していくというご意見が出ましたが、現物を写真などで状況保存をし、速やかに現物を撤去し、事象が続かないような対策が今後大事だと思います。 今回の事案が発覚して終わりではなく、継続して啓発や対策を講じていただければと思います。
明石副会長	差別事象を発見した際には市役所まで連絡をしていただくということと、今森委員

	が言われたように、刑罰に問えるのであれば、このようなことをすればこういう刑罰に該当しますとはっきり示せばいいのですが。全国的に前例がないのか、法律家であればどのような判断をされるのか、調べてみるべきではないでしょうか。特定された加害者に対して、どのような対応ができるのか検討する必要があるのではないかと思います。
今森委員	もう1点、伺っておきたいのですが、自治会の会長はじめみなさん方で、今回の案件について話し合いをされたのか、今後される予定があるのか。また、市役所の職員等、人権に関する専門家が出向いての研修の実績や予定はあるのでしょうか。 こういう事をする人は参加しないかもしれませんが、こういうことはダメだという周りの人の意識が醸成されていくことにより、より改善に向かっていくと思います。なにか自治会の動きについて情報をつかんでおられますか。
事務局	そういった自治会の動きについて、情報は得ておりません。今回の事象について、コミュニティ協議会の会長へは連絡を行っておりますので、今後、もう少し情報交換していきたいと思います。
上野委員	こういった事例を具体的に示す訳にはいかないとは思いますが、このような差別事象が起こったという事実を広く市民に知らせる事で、大変な事が起こっているという意識を持ってもらい、「あんな所にもあったよ」と、発見もしやすくなるのではないのでしょうか。市民が具体例を知ること、差別についてより身近に感じ、差別はダメだという意識醸成につながるのではないのでしょうか。そういった事も検討していただきたいです。
高尾委員	最後に発見された10月25日から1か月経ち、その後は発見されていないとのことですが、この用紙サイズが特殊なもので、おそらくパソコンとプリンターでA4サイズに印刷したものを切ってA5やA6サイズにしていると思われます。作った人はまだまだ複数枚手元に持っていて、今後張られる可能性があるのかなと危惧しています。今後の方策を考えておく必要があるのではないのでしょうか。
明石会長	外国籍の方や障害のある方など、当事者の方は大変恐怖だと思います。そういう方のケアも含めて事後の対策についてご質問が出ておりますけれども、事務局いかがでしょうか。
事務局	この差別事象について、「人権が尊重される誰もが安心して暮らせるまちを築くために、お互いを思いやる心豊かなまちを目指してまいります」と、私が冒頭のあいさつで申し上げた内容と相反する、本来あってはならないことが連続して起こっていることを本当に重く受け止めております。 このような事象を見つけた時に、まず、こういう事が絶対あってはならないと思える意識の醸成とともに、見つけた時にどう行動し、どこに通報したらいいのかという点を、市はしっかり市民のみなさまと共有し、お伝えしていかなければならないと強く思っております。市民のみなさまにしっかりお伝えできるよう、方策を考えてまいりますので、よろしくお願いいたします。
明石会長	他、この件に関しましてご意見ございませんでしょうか。

委員	(意見なし)
明石会長	それでは、次の案件に移らせていただきます。 案件3「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の取組状況について」事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料2 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画令和5年度(2023年度)取組実績(案)、(別冊)令和5年度(2023年度)取組一覧について説明> <追加資料 令和5・6年度いじめ相談受付状況について説明>
明石会長	ありがとうございました。 ただいまの説明について、委員のみなさまご意見ご質問などございますでしょうか。
山田委員	初めてこういう審議会に参加させていただきまして、素直な感想を申し上げますと、事務局の方が、なかなか解決しにくい問題に、本当に懸命に真摯に取り組んでおられるなと感じました。この取組を、いろんな場所で多くの人に広く知らせるべきだと強く感じました。 意見ですが、取組実績6ページの1.取組の方向性等の中で、「差別をされている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要である」と思う人の割合は3割を超えていると書かれていますが、実際の感触としては、これより多いのではないかと感じております。平等と公平は違って、平等であっても公平とは限らない。その公平性を問う問題も今出てきているのではないのでしょうか。 私は、長年公職にたずさわってきた中で、たくさんの事案を抱えました。そこでは、DVなど1つの制度を逆に優遇的にとらえた隘路(あいり)ではないかと感じる時もありました。私も公務員としていろいろと窓口を経験しましたが、もめごとに直面している人は、実は自分たちの中でもっと考えなければならないことがあるにもかかわらず、何かあれば市役所に言えばいいということで、制度やシステムを逆に優遇的にとらえた隘路(あいり)に入ってしまう人が増えてきていると感じています。私は、平等平等と言う人もいますが、逆に公平性という面で疑問に感じる時もありました。そのような窓口担当者の声の中に、人権の啓発活動にも役立つヒントがあり、人権意識を高揚させるポイントになるのではないかと思います。
古満委員	計画期間は10年ということですが、この取組実績は、前年度の実績として毎年度出されるのでしょうか。 また、庁内の担当課へは文書等にて照会されたり、庁内でも会議の場を持たれたりなされているのでしょうか。その時期等も含め、取組実績取りまとめの全体的な流れについて教えてください。
事務局	取組実績は、毎年度作成することとしております。 事務の流れとしては、まずは関係各課へ前年度の取組実績の照会をし、その内容について、庁内の特別職、各関係部長等にて構成しております枚方市人権擁護推進本部にて審議し、意見をいただいております。 時期的には、昨年度も12月の審議会にてご審議いただきましたが、来年度以降は

	もう少し早い時期、できれば夏頃に取組実績をお示しできればと思っております。 毎年度、取組実績を取りまとめまして、令和8年度になります但市民意見調査を実施し、計画の中間見直しを行いたいと思っております。
古満委員	今、審議している取組実績は、何月頃に完成するのでしょうか。
事務局	今年度につきましては、この審議会でご審議いただき次第、できるだけ早く完成させ公表したいと考えております。
上野委員	資料で、いじめ相談受付状況の表をいただきましたが、令和5年度は延べ68件、今年度はまだ上半期だけで延べ71件も受け付けているということで、いじめ相談手紙を配布された中で、子どもたちが本当に救いの場を求めてきたのだなという感じで、これは一つの実績だと思います。 そして、相談しているのが保護者かと思ったら、児童生徒がしていますよね。昨年度の電話では、小学生だけで11件あります。具体的にはどのような内容なのか。小学生が直接電話で話しているんですね。
事務局	小学生ご自身が電話を持っていないこともありますので、近くに保護者がいらっしゃる場合も当然ありますが、友達との関係に悩んでいてどうしたらいいのかなどの話をご自身でされます。相談にはまず傾聴を行い、アドバイスなどもさせていただきます。また、内容によっては、一度の相談だけでなく、再度相談電話がかかってくる場合もございます。
上野委員	そういう、アフターフォローをされているんですね。
事務局	はい、相談者に寄り添って対応しております。
上野委員	令和5年度の子どもたち自身からの相談が42件、今年度は上半期だけで子どもたちから52件となっていて、これは、子どもたちが困っている状況が増えたのではなく、自分で相談して自分で解決を求めているということになるのかなと思います。 手紙による相談があった場合、必ずお返事をされているんですね。
事務局	はい。
上野委員	その時、例えば臨床心理士等に相談するのではなく、課の中でされているのですか。
事務局	昨年度は、いじめのグループに心理職の会計年度の任期付職員と弁護士がおり、今年度は弁護士と別の専門職が市職員としております。お手紙に返事をする際には相談員が一人で考えるのではなく複数名のチームで返事を考えて対応しています。
上野委員	何か拠り所があると子どもたちは助かると思いますので、この相談件数が増えてくるとするのは、良くもあり悪くもあるのですが、対応をよろしくお願いしたいと思います。
事務局	いじめ相談を昨年度から始めまして、事案はいじめだけではないですが、学校、教育委員会だけではなく、おこがましい言い方ですが、第三者機関として市役所にも相談窓口があるということをお伝えして、寄り添っていきたいと思います。

上野委員	家庭の不安定さというのがいじめにつながるんですよね。今後も、よろしくお願いします。ありがとうございます。
事務局	お手紙の内容だけではわからないこともありまして、後ろに隠れた家庭環境があることや、本人のちょっとした悩み事であっても、実はその後ろにいじめが隠れているということもありますので、丁寧に寄り添ってお返事を書いているところです。
今森委員	今の補足で言いますと、私は人権擁護委員をしておりますが、いじめの相談窓口として、法務局では、子どもの人権ＳＯＳミニレターを学校に配っており、ラインじんけん相談や、子どもの人権 110 番という電話相談もやっています。学校では学期に一回ずついじめの調査をされています。子どもたちは、いろんな所に相談できるようになっていますが、なかなか周知ができていないんですね。枚方市がこういう取り組みをされたのは、非常に大きなことだと思います。子どもたちも身近な市で相談しやすいということもあるでしょう。我々も周知が必要だなと感じました。
上野委員	それと、相談しても安心だという安心感が一番大事だと思います。
高尾委員	今の件ですが、これは令和５年度から始められたということですね。枚方ＮＰＯセンターに学生さんがボランティアに来てもらうのですが、今の学生はメールができないんです。電話もなかなか難しく、ラインなんですね。その状況を考えると、今の小学生が電話やメールをどれくらいできるのかなと心配しているのですが、手紙というのは一番いいのかなと思いました。 ここにあるポーチというアプリも、昨年からはじめたということですね。これについては、まだ数値としては上がってきてないんですか。
事務局	ポーチにつきましては各児童生徒が持っているキガスクール端末にアプリを入れて、そこから相談できるというものです。その相談の受け付けは、まるっとこどもセンターにおいてＳＮＳ相談員が、友達のことや体のこと、健康のこと等も含めて様々な悩みに対応しており、いろんな相談窓口の一つとして子どもが自ら匿名で相談できるという形で導入したものです。
高尾委員	ここに数値は上がっていませんが、何件かあるのですか。
事務局	数値については今、手元に資料がありませんが、ちょっとした声掛けでも１件となり、かなりの件数となるようです。
高尾委員	子どもにとっては、ＳＮＳの方がやりやすいと思いますので、ポーチも含めて数値が分かると、子どもがどのように反応しているのか分かりますので、今後はその数値も上げていただきたいと思います。
榛葉委員	うちの小学１年生と３年生の子どもが、このお手紙をもらってきており拝見しました。匿名で顔も知らない相手だから相談しやすいのかもしれませんが、例えばお友達関係の相談を受けられたとしても、相手の友達がどんな子どもなのかというところまで、手紙ではしっかりと伝わらないのではないかと思います。学校でも心の教室が週に１～２回ありますが、そういう対面で相談できる場をもっと増やしていただければ、親としては安心だなと感じています。

事務局	手紙だけでは情報量が少なく、特に小学校低学年の子どもさんは、本人の思いがなかなか文字にならないこともあります。そのため、返信の際に、もしよければ一度会って話すのはどうですかとお手紙の最後で伝えることもあります。 匿名だからこそ手紙に書ける子どもさんもしれば、会ってもっとしっかり話したい子どもさんもおられ、この辺のバランスは気を付けなければならないと考えています。
榛葉委員	相談というのは、小学校に市の方が出向いて下さるのですか。それとも子どもたちが市役所の方へ行くのですか。
事務局	市役所の職員が学校へ行く形を考えております。アポイント無しで市役所に来られても対応はできますが、小学生が市役所まで来るのは難しいと思いますので、小学校の部屋を借りて面談という形をとっております。
明石副会長	いじめ相談手紙について、今の子どもたちはあまり手紙を書かなくて、メールが多いのかと思っていましたが、お手紙がすごく多くて驚きました。このお手紙用紙は、低学年用、高学年用、中学生用に分けて作られており、大変工夫されています。また、自分で切手を買って貼りなさいということになると、手紙の件数はぐんと減るのではないかということで、郵便料を市役所の方で負担されていることが大きなポイントで、手紙の件数に反映していると思います。これは、かなり工夫された非常にすばらしい作品だと思います。 それともうひとつ、これは令和5年度、6年度の話ではありませんが、例えば資料2の9ページに外国人の人権、10ページには様々な人権問題がありますが、ここには、先ほど案件1で報告のありました外国人に対する差別張り紙の問題や、外国人に対する誹謗中傷といったテーマがあまり取り上げられていません。今回の差別張り紙について、先ほど委員からもたくさん意見が出ました。今年度は無理だと思いますが、来年度あたりに、人権の事業として、今回の差別事象を盛り込んだ啓発事業を考えていただけたらいいかなと感じました。以上です。
明石会長	ありがとうございます。 この案件につきまして、他にご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
委員	(意見なし)
明石会長	取り組み実績については事務局案のとおりとし、今後は委員から出た意見を踏まえて対応をよろしくお願いいたします。 次に、案件4「その他」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	案件4「その他」について、2点説明させていただきます。配布資料はございませんので、口頭のみとなります。 1点目は、人権尊重のまちづくり基本計画の取り組み実績の今後のスケジュールです。 まずは、市の全職員に対し、各施策を行う上で人権が必要である旨意識づけを行うため、資料2をデータ配付し周知いたします。その後、今月中にホームページで市民へ公表を行っていきます。

	2点目として、今年度の人権政策課の施策の中で人権に関して特に力を入れた取り組みを2つ紹介させていただきます。 1つ目が、人権まちづくり協会と共催で実施しております市民向け講座「生きること」です。今年度の講師には、箕面市人権協会北芝地域協議会会長で被差別部落出身の丸岡康一さんをお招きし、差別や偏見をなくす取り組みや、人と人との豊かな関係が差別をなくしコミュニティを高める「まちづくり活動の展開」などをお話いただきました。 2つ目が、人事課と共催で実施しております職員向け「人権研修」で、講師に、大阪府人権協会から柴原浩嗣さんをお招きしました。「部落差別について」と題し、すべての職員が公的サービスに従事する者として部落差別に関する正しい知識と認識を深め、人権施策の担い手であることを自覚し、人権課題に敏感かつ柔軟に対応できる力を養成することを目的として、お話いただきました。研修当日は、次長・課長に対し講師から研修を行い、その後、受講した課長が講師となって、所属の課員に対し研修やグループワークを行うなど、全職員が考え実践する研修となっております。 案件4の説明は以上です。
明石会長	ありがとうございました。 ただ今の説明について、ご意見ご質問ございませんでしょうか。
加藤委員	人権まちづくり協会で開催している講座ですが、いつも参加者が少なく、年齢的にも高齢者が多いんです。今日、PTA協議会の方がいらっしゃっていますのでお願いしたいのですが、各学校のPTA活動も大変だと思いますが、PTAの若い方々に、ぜひこの講座に参加していただきたい。 先月は2つの講座を開きました。奈良少年刑務所で子どもたちの教育をされた寮美千子さんのお話や、食肉業と差別ということで、絵本作家さんが取材する中で感じられた貴重なお話をさせていただきました。 少年刑務所では、子どもたちが社会へ出た時のためにやさしく教育されているんです。受刑者の方は、幼い時に辛いいじめにあったり差別にあったりという生活から今につながっているなど、私がこれまで想像していたのとは全く違う少年刑務所の話を聞くことができました。来られた方は、みんな感動されています。なかなか、多くの方に、そして若い世代の方に来ていただけない現状ですが、参加していただくことで、皆さんそれぞれの考えが変わったり、何か参考になることもたくさんあると思います。 明後日の6日にも人権講演会があり、まだご参加いただけます。ぜひ、このような講演会にひとりでも多く参加していただき、また参加された方から次の方へと紹介していただいて、参加者数を伸ばしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。 また、外国人の問題もいろいろとあります。私が以前、間接的に関わった件で、隣近所で外国人に対していじわるをするということがありました。人権擁護委員にも出向いてもらったりしましたが、結局その外国人はそこに住めなくなり引っ越しをしまし

	た。行った先では何とか平穏に生活されていると聞いて安堵しておりますが、やはり外国人、特にアジア人に対しての差別は多いです。これはなくさなければならぬと思います。 いろいろと話しましたが、よろしくお願いいたします。
高尾委員	今の市民向け講座については、会場参加だけですか。オンライン参加という形式はとってられないんですか。
事務局	今のところは会場参加のみとなっております。
高尾委員	私、この日曜日に市民活動課の研修を担当したのですが、講習内容を動画にしてユーチューブ配信するので、それを別に作ってほしいという要望がありました。作る方は大変ですが、研修終了後でもその研修をユーチューブで見てもらえることができます。ハイブリッドで参加できると参加しやすいですし、講演後でも視聴できるような仕組みがあれば、もっと市民の方が接しやすく、そういうことを知る機会につながるかなと思いました。
山田委員	外国人の方に対する差別が問題になっているとの話がありましたが、枚方市には何とか街というのがないので難しいのかもわかりませんが、外国人の方に対する講習的なこともしていけないといけないと思います。 私も経験上、現場でもめ事ばかりやってきましたから、差別かどうかかわからないようなひどいもめごとがたくさんあります。生活の中で、ごみの問題や騒音問題、犯罪にかかわったような問題もたくさんありましたし、全く話を聞かない人もおりました。 元からいる人が気を遣うばかりで後を引く、関係者になりたくないといった意識になっても困ると思います。そこに住む人が、どういうことに気を付けないといけないか、そういう観点も必要かと思っています。
明石会長	インバウンドの方も増えてこられ、本学校でも留学生がたくさんいますので、本当にグローバルといいますか、多文化共生になっております。やはり、外国の方からすれば、日本の文化がわからないことから誤解があったり、トラブルがあったり、ごみの分別も難しくなっていますよね。そういう山田委員のご意見、お互いの学びあいということが大事なかなと思います。 あともう一つ、我々の意識の話ですが、最近おせちの割引チラシがよく出ています。そこに、何気ないキャッチフレーズで3つの利点が書かれています。合成着色料は使っていません。合成保存料も使っていません、3つ目が中国産食材は使っていません。それで当たり前のように安心している私たちの意識があります。でも、中国からの留学生から、ちょっとネガティブに、悲しいと言った一言がありました。過去に、中国の食材でいろいろな事案もありましたが、とてもステレオタイプです。食品衛生法があって、いけない食材は輸入できないことになっていまして、すべてが安全な食材を使っているんですけど、そういうキャッチフレーズで納得している私たちの意識に、身近な人権があるのかなと最近感じました。 その他の案件や全般を通しまして、他に何かご意見はありませんか。

加藤委員	余計なことかも知れませんが、中国人の方が、ごみの出し方が間違っていると、全部私ら中国人がやったと思われるというんです。それで、いつもごみ出しには気を使っていると。そんな苦しい思いをして生活をしているのですかと話をしたことがあります。大丈夫、ちゃんとできているから気を使わないでと言うのですが、中国人の方は、中国人はと言われたら小さくなる生活をしている方もいらっしゃいます。日本人でもよい人も悪い人もいます。外国の方が、そういう気を使わないで生活できるようになってほしいと、いつも思っています。
明石会長	ありがとうございます。 他にご意見はよろしいでしょうか。
委員	(意見なし)
明石会長	それでは、本日の案件はすべて終了といたします。 第1回目の審議会は、みなさんの真摯なご意見で、円滑に進行することができました。これで、令和6年度第1回枚方市人権尊重のまちづくり審議会を閉会いたします。委員のみなさま方、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。